

- 24日の米国債市場で2年債利回りは、およそ10年ぶりの水準まで上昇。ただし、長期の国債利回りの上昇幅は限定的なものにとどまっており、米国債の利回り格差は低水準で推移。
- 利回り格差縮小の背景には、米長期国債へのおう盛な需要があると推測される。今週はFOMCや国債入札があり、米金利は低下しにくい展開も、長期金利の上昇も限定的と思われる。

## 2年債利回り上昇も利回り格差は低水準で推移

9月25-26日開催の米連邦公開市場委員会(FOMC)で、利上げが確実視されています。

8月の米雇用統計で時間当たり平均賃金の伸び率がおよそ9年ぶりの高水準を記録し、米国の物価が上昇基調を継続していることなどが背景にあります。こうしたなか、24日の米国債市場で2年債利回りは一時、2.82%台とおよそ10年ぶりの水準まで上昇しました。

ただし、長期の国債利回りの上昇幅は限定的なものにとどまっており、米国債の利回り格差は10年債と7年債の場合、5月に0.03%程度まで縮小した後もおおむね0.03~0.05%の範囲で推移しています。

## 利回り格差縮小の背景には米長期国債へのニーズも

利回り格差縮小の背景には、年金による米長期国債へのおう盛な需要があると推測されます。

先進国では高齢化に伴い年金給付額が増大する一方、低金利下で運用難のなか、年金資産の積み立て不足が拡大しており、米国の企業や公的年金は相対的に高利回りの債券への投資を活性化させているとみられます。

2015年12月のFOMCで約9年半ぶりに利上げが行われ、これ以降今年6月までに政策金利であるフェデラルファンド(FF)金利の誘導目標は合計で1.75%引き上げられました。この間、FF金利の動向を敏感に反映するとされる2年国債利回りは2017年以降、上昇基調を強めたほか、10年国債利回りは今年に入り3.1%台まで水準を高めたのに対し、30年国債利回りはおおむね3.2%台で頭打ちとなる動きが続いています。こうした30年債利回りの動きは、年金などによる米長期国債への強いニーズを表すものと考えられます。

## 米長期金利上昇は限定的か

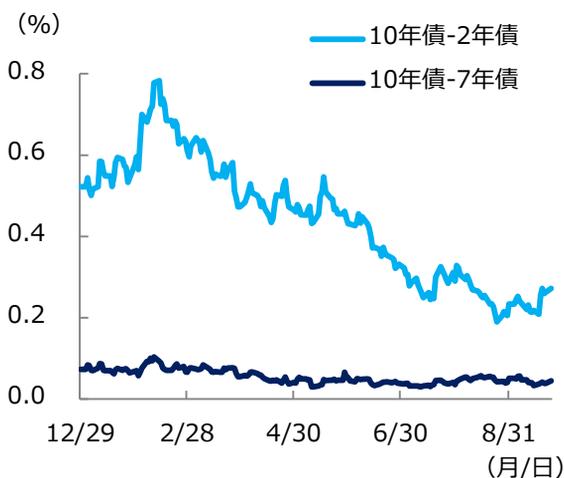
今週は、FOMCのほか、米財務省が2・5・7年債合計で1,060億米ドルの国債入札を行うことから、米国債の大口保有者が保有国債のヘッジを行う可能性があり、米金利は低下しにくい展開が予想されます。

しかし、米長期国債に対するニーズが根強いなか、24日にはトランプ米政権が中国からの輸入品2,000億米ドル相当への追加関税を発動したことで米中貿易摩擦の長期化が懸念されていることもあり、米長期金利の上昇も限定的なものにとどまると考えられます。

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

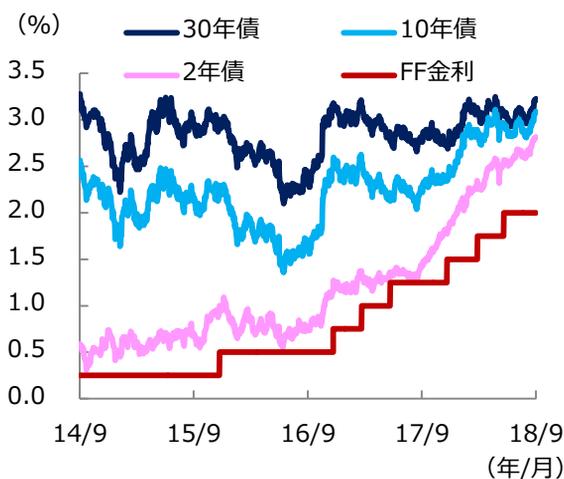
※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

## 米国債利回り格差の推移



※期間：2017年12月29日～2018年9月24日(日次)

## 米国債利回りとFF金利の推移



※期間：2014年9月24日～2018年9月24日(日次)  
FF金利は誘導目標の上限のみ表示

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

##### ■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。